



## 海外赴任前後の給与・賞与

### 第 232 回

廣川さん：みらい先生、こんにちは。赴任中のタイから一時帰国したので、ご挨拶にお伺いしました。

みらい：お帰りなさい、お久しぶりですね。海外での生活はいかがですか。

廣川さん：仕事がとても楽しく毎日が充実しています。実は、今日、会社の人事部から 12 月賞与について連絡があったのですが、税金の計算が理解できないので教えてほしいのです。

みらい：はい、どうぞ。

廣川さん：人事部からは、12 月賞与の所得税計算は今までと計算方法が異なるといわれました。それはなぜでしょうか。

みらい：廣川さんの 12 月賞与の支給対象期間と、出国した日を教えてください。

廣川さん：賞与の支給対象期間は 5 月～10 月で、12 月 10 日に支給されます。私は 9 月 15 日に出国しました。

みらい：そうですね、それでは、12 月賞与の税金計算は今までと変わりますね。

廣川さん：やはり、そうなんですね。

みらい：廣川さんは 2 年間の赴任予定で 9 月 15 日に出国したので、出国日の 9 月 15 日までは居住者ですが、出国日の翌日である 9 月 16 日から非居住者になります。この場合、12 月に支給される賞与のうち、5 月 1 日～9 月 15 日までの期間に対応する賞与は、日本国内での勤務に起因する国内源泉所得、9 月 16 日～10 月 31 日までの期間に対応する賞与は、海外での勤務に起因する国外源泉所得と分けて考えます。廣川さんは賞与支給日は非居住者で、非居住者に対して国内源泉所得を支払う場合には、国内源泉所得に対して 20.42% が源泉徴収されます。

廣川さん：なるほど、だから賞与の所得税計算が今までと異なるわけですね。でも、先生、出国後の 9 月 25 日に支給された給与とは特に源泉徴収をされていませんでした。9 月に支給された給与の支給対象期間は 9 月 1 日～9 月 30 日です。そのため 9 月 15 日までは国内源泉所得、9 月 16 日以降は国外源泉所得になり、国内源泉所得に対しては 20.42% の源泉徴収が必要になるのではないのでしょうか。

みらい：確かにそうですね。廣川さんの 9 月分の給与は国内源泉所得と国外源泉所得が混在しているので、

本来であれば、国内源泉所得に対して 20.42% の源泉徴収が発生します。ただし、例外的に、非居住者となった日以後支給日の到来する給与のうち、計算期間が 1 か月以下のものは、全額が国内で行った勤務に対応する場合を除いて、その全額を国内源泉所得に該当しないものとして取り扱って差し支えないこととされています。つまり、廣川さんの 9 月分給与も全額が国内源泉所得に該当しないものとして取り扱うことができたので、日本では課税されませんでした。10 月以降の給与は、全額国外源泉所得なので、日本から支払われる給与は源泉徴収されません。

廣川さん：そうでしたか。それで源泉徴収されていなかったんですね。その他に海外赴任するにあたり特別なことはあったのでしょうか。

みらい：あとは、出国の日までに年末調整が行われたはずですが、出国時の年末調整は、出国する日までに支払われた給与が対象となります。また、扶養控除などの人的控除は通常は年末調整と同様に 1 年分の控除額が適用されますが、社会保険などの物的控除は出国の日までに支払った保険料のみが控除されることとなります。

廣川さん：そうですね、よくわかりました。海外赴任するときには、いろいろ特別な取り扱いがあるんですね。

みらい：あとタイでの申告については、現地の法令に基づいて行ってくださいね。

廣川さん：そちらも注意するようにします。どうもありがとうございました。

#### < 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

[ 本社：東京都千代田区・国内 9 拠点 ]

現地法人

・中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)

JapanDesk

・ベトナム・シンガポール・台湾・香港

・中国(大連)・インドネシア・フィリピン

・米国(LA)・ミャンマー・カンボジア

URL : <http://www.miraic.jp/>